

研究ノート

ルターの“Obrigkeith”に関する一考察

早乙女 禮子

この世にあるキリスト者としていかに生き、かつ、いかに為すべきか、を求めた、キリスト者は國家に対していかなる立場をとるべきか、なぜ、キリスト者はこの世の國家權力に服従する義務があるのかと云ふことを真剣に考へるとき、ルターの“Obrigkeith”概念は今日でもなお、非常に重要な根源的な意味をもつてくるように思われる。

K・フランクの示唆によれば、ルターの「この世的權威」(Obrigkeith)「この世的權力」(Weltliche Gewalt)「この世的統治」(Weltregiment)は、二つの関連概念として考へられてくるように思われる。しかしルターの“Obrigkeith”は次の三つの關係、すなわち「靈的權威とこの世的權威との相互關係」(Das Verhältnis der geistlichen und weltlichen Obrigkeiten zueinander)「靈的權力とこの世的權力との相互關係」(Das Verhältnis der geistlichen und weltlichen Gewalten zueinander)「靈的統治とこの世的統治の相互關係」(Das Verhältnis der geistlichen und weltlichen Regimente zueinander)

研究ノート

ととらえるほうがより正確であるように思われる。ちなみに、權威と權力と統治の三概念は分離しがたく相互浸透しており、したがって、“Obrigkeith”はこれらの三概念の總括として國家權力ないし政治權力と定義づけることも可能なように思われる。

一、靈的權威とこの世的權威との相互關係

ルターは『俗権論』(この世の權威について、人はどの程度までこれに対し服従の義務があるのか。『Von weltlicher thekeytt wie weytt man yhr gehorsam schuldig sey. 1523. WA. II. 245-280. Cl. II. 360-394』)で云ふ、キリスト者の國家權力に対する服従義務の理論的根拠として、二つの聖書原理を掲げた。第一に、「だれでも權力と權威に従うべきである。なぜなら、神によらない權力はなく、いたるところにある權力は神によって定められたものだからである。さて權力に逆らう者は神の秩序に逆らうのであり、神の秩序に逆らう者は、自分にさばきを招くこととなる」(ローマ人への手紙13章1節～2節)⁽²⁾。同様に「あなたがたは人間によるあらゆる種類の秩序に従ふなさい。主権者としての王であらうと、悪人に報い、善人を賞するために王から遣わされた長官であらうと、従いなさい。(ペテロの第一の手紙2章13節～14節)。第二に、「山上の説教」(悪人に手向かうな。もし、だれかがあなたの右の頬を打つなら、ほかの頬をも向けてやりなさい。)(マタイによる福音

音書5章39節)を取り上げた。前者は国家権力(善人を保護し、悪人を罰するために権限を委ねられている。ローマ人への手紙13章3節)4節)が神によって指定された神の秩序であるから、キリスト者はその服従義務を負わねばならないこと、後者は敵に対する無抵抗の勧めを述べたものである。この相対立、相矛盾する二つの勧めの一致はキリスト者にとっての信仰上の要請である。このことから、ルターはローマ・カトリック教会と熱狂主義者との対決において、この「二王国論」に到達したといわれている。

ルターはカインの兄弟アベルの殺害の事例とともに、国家権力はこの世の初めから存在した(WA. II. 247-248)と述べ、それが恐怖、圧迫となるのは悪を働く者に対してのみであり、正しいことを行なう者は、国家権力に対して正義(愛)と善を實行すること、むしろ権力を行使することによって、国家に、民に、秩序と保護と平和という公益をもたらすことになるとい(4)う。このことはとりもなおさず、神御自身の権力行使であり、したがって、それを遵守することが神に対する服従となる。つまり、服従と抵抗は表裏一体の関係にあるということである。

先の二つの聖書原理を實現させ、妥当せしめるため、ルターは「二つの国」概念を指定する。第一の靈的權威の妥当領域は神の国であり、その成員はキリストにある真のキリスト者、真の信仰者であること、キリストは神の国の王、主であり、福音

と聖靈(サクラメント)によって支配し、キリスト者相互間ではこの世の剣(刑罰権)も法も必要としない。しかし、キリスト者は自分自身のためではなく、隣人のために生き、かつ、仕えるために必要なので剣(刑罰権)と法を使用する。(WA. II. 249-250. Cf. II. 365)。第二のこの世的權威の妥当領域はこの世の国であり、その成員は非キリスト者、罪人、悪人であり、したがって律法のもとに抑制し、外的に剣(刑罰権)や法を指定し、平和と穩を保持し、善人を保護し、悪人を罰する(WA. II. 250-251. Cf. II. 365-366)と説明する。しかし現実には二つの国(神の国とこの世の国)があるのではなく、キリストにある一つの国(神の国)のみが存在すること(5)つまり、この世の国は神の国の類比であるということ、なぜなら、キリストは神の国を、この世にうちたてるために来たり給うたこと、したがって、「悔い改めよ、神の国は近づいた」マルコによる福音書1章15節)、神の国と神の義を求めよ」(マタイによる福音書6章33節)というイエスのことばはこの世の国の人びとに語りかけられている(6)からである。しかし神の国はすでに現在、この世に存在しているが隠されており、未來的存在として隠されている。そしてその成就はキリスト再臨の時であるということ、しかしこの世の国と神の国との間には深い隔絶があるということ、ルターはこの事態を救済史的、終末論的に把握している。すなわち、神を、またキリストを信仰において啓示の神として承認し神の、また

キリストの自由は、生きること、それが神の国の福音であるという
ことである。このような事態のもとで悔い改めたキリスト者
は神の国に属すると同時にこの世の国に属するということ、こ
の世にあるキリスト者にとって、神の国はキリスト者の自由と
奉仕(信仰と愛)の中であり、この世の国の中で、神の決断に依
ずるキリスト者の主体的決断によって、内的に区別されている
にすぎないということ、したがって、キリスト者は自分と自分
に関して福音によって生き、自分のためには不正を甘受し、
悪に手向かわない。しかし他人と他人のことに関して隣人の
ためには愛に従って生き、いかなる不正も甘受しないし、悪に
手向かう(WA. II. 255. Cl. II. 376)のである。つまり、神の
ための、キリストのための自由と隣人のための自由とを同時に
行なうことになる。要するに、神の、またキリストの啓示に対
して、神の恵みに対して、「信仰のみ」によって、神に対する
責任への自由を果すことによって、同時に隣人への責任の自由
を果すことになるということ、したがって、神の国はキリスト
の自由が完全に現実化された国⁽¹¹⁾と言いうるだろう。

ところが、人間はだれでも生まれつき非キリスト者、罪人、
悪人であるということ、また、人間は皆受洗したキリスト者で
あっても、同時に非キリスト者であり続けるということ、その
ために神は非キリスト者、悪人等を律法のもとに抑制している

のである。そのため人間は自らの罪に絶望し、ひたすらキリス
トのみに信頼する。「信仰のみ」、「恩恵のみ」によってキリス
トになることがゆるされる。しかしそのことによってキリスト
者になることがゆるされるのではなく、生涯、信仰と聖霊によつて
悔い改め続けなければならない。これは、周知の如く、ルター
の「義人にして罪人」という図式で表現される。ここでは、「恩
恵のもとに」ということと、「律法のもとに」ということが弁
証法的対立と統一を示しているということである。

このことから、武藤一雄教授が「宗教と道徳の間」という論
文の中で、E・ブルンナーのいうキリスト教的存在倫理として
特徴づけられた「罪人が義人である」という事実とR・ブルト
マンのいうキリスト教的當為倫理として根拠づけられた「義人
は罪人である」という事実との対立は弁証法的に止揚されなけ
ればならない、と指摘しておられるように、ルターの思想は、
「信仰のみ」から、E・ブルンナーのいう「キリスト教的存在倫
理」が強調され、R・ブルトマンのいうキェルケゴールの思想
の基調である「キリスト教的當為倫理」の稀薄さが見られるに
しても、それを完全に無視したのではなく、それを包含してい
ると考えられる。

畢竟、ルターは「キリスト教的存在倫理」と「キリスト教的
當為倫理」との弁証法的対立と統一との中に、真のキリスト者
の在り方および生き方を目ざしているように思われる。そして

彼はそのようなキリスト者こそ、神の国に最もふさわしい、社会のない国家が最も望ましい人間であると考えたのではないだろうか。ここにルターの間観と社会観ないし国家観との弁証法的対立と統一が看取される。

つまり、權威概念は信仰によつて神へ向かう、「キリスト者の自由」の自由の側面、人間観を現わしているように思われる。

次に、このような權威をともなつた權力概念を検討したいと思う。

二、靈的權力との相互關係

本来的には、權威、權力の二概念は分離すべきではなく、ここでは、この両概念より抽出される規範の背反事例に言及したいと思う。

ルターはカトリック神学理念より生起したと考えられている教会の世俗化、國家の教会化という当時の事態に悲憤し、「キリスト者身分(キリスト教界)の改善に関してドイツのキリスト者貴族に与える書」(An den Christlichen Adel deutscher Nation von des Christlichen standes besserung, 1520, WA, 6. 404-469, Cl. I. 363-425)を提出した。

ルターはこの書において、靈的權威と靈的權力の権限範圍における靈的職務の意味づけをし、神のみことばと聖靈(サクラメント)が職務(奉仕)の差異を決定するということを指摘した。

第一の城壁は、ローマ教会の靈的權力(教皇權)はこの世的權力(國家權力)よりも優越しているとの主張に対して、第二の城壁は教皇のみが聖書解釈の最高權威であるとの主張に対して、第三の城壁は教皇のみが公会議を召集できるという主張に対してである。すなわちルターが指摘した三つの城壁は、つまり、靈的權力(教皇權)はこの世的權力(國家權力)よりも優越しているということ、そのことは聖書に、神のみことばに何の根拠もないということである。

教皇權の絶対化、權威化に対して、ルターは「キリストの身体」(corpus Christianum)概念を取り上げ、論証する。このキリストの身体の譬は、靈の賜物は種々多様であり、いちばんたいせつなことは一つの洗礼、一つの福音、一つの信仰をもつキリスト者であること、靈的階級(教皇、司教、司祭等)であらうと、この世的階級(諸侯、君主、手工業者、農耕者等)であらうと何の区別もない。ただ職務の差異があるにすぎない。われわれはすべて同様に靈的階級(祭司)なのだわら、ということを指摘した。

ルターにおいて特徴的なことは、靈的職務(geistliches Amt)およびこの世的職務(weltliches Amt)は弁証法的差異を認めながらも、ほぼ同義的に考えられているように思われる。

すなわち、両者は神の措置による神の秩序であり、両者は職務の、奉仕の差異の二側面にすぎないこと、つまり、「各々の

人間は他者のために創られ、生まれた」(WtA. 21. 346) ように、「諸候」も他者のための人格である。「君主と諸候は自分自身のための人格ではなく、人びとに奉仕するという他者のための人格である」(WtA. 19. 648)。他者のために存在するということが職務、奉仕の本質を形成していること、したがって、キリスト者の職務はそれぞれ靈的職務(説教)とこの世的職務(この世の秩序保持)とに分離されるが、神の秩序の、神の愛の統一のもとにあるということである。

しかし、前述の如くルターは現実には靈的権力(教皇権)とこの世的権力(国家権力)の職務違反事例と対決することを余議なくされた。

第一に司教は神のことばを放棄し、異端の是正をこの世の諸候の刑罰権に委ねたこと、第二にこの世の諸候は善人を保護し、悪人を罰すべきなのに、自らも種々の悪事に加担し、職権外の異端を排撃するなど、その後始末は司教の破門状をもって行なうという事例であった。ルターはここで靈的権力(教皇権)およびこの世的権力(国家権力)の限界を明示しなければならなかった。すなわち、魂を統治なさるのは神御自身ただおひとりであり、この世の権力(国家権力)はそれを侵すことはできない。この世の権力は外的な身体や財産等、律法の領域に限られている。福音の領域をこの世の権力が導くなら、神の統治を侵犯し、魂を誤導し、破滅させるだけであると指摘した。ルター

は神を神たらしめること、福音の領域たる神の領域と律法の領域たるこの世の権力との間に明確に一線を画したのである。

ここで彼は、「カイザルのものはカイザルに、神のものは神に返しなさい」。(マタイによる福音書22章21節、マルコによる福音書12章17節)というイエスの命令の聖句を引用して主張した。

このことは、キェルケゴールのいう絶対的なる神には絶対的に、相対的なるこの世の権力には相対的に関わる⁽¹⁸⁾ということに關連づけられる。すなわち、神の支配する靈的領域に相対的に関わったり、カイザルの支配する国家領域に絶対的に関わってはならないということ、つまり、前者は無政府状態、後者は死以外の何ものをも招かないということ、パウロと同様、權威概念のところでも触れたように、ルターも国家を終末論的観点から考察している。ここから国家への服従が根拠づけられると同時に限界も明示されることが理解される。なにが、カイザル(皇帝)に属するのか、どこに限界があるのか、究極的にはキリスト者各自が、神の決断に対し、キリストにあつて、責任と自由による主体的決断によって立つ以外にないということ、「人間に従うよりは、神に従うべきである」(使徒行伝5章29節、同4章19節)というペテロのことばは、ルターにとって究極の拠りどころだったと考えられる。

P・アルトハウスも、国家といえども過ぎ去る「この世の姿」

(コリント人への第一の手紙7章31節)の一部にすぎない。その権力は有限であり、主の再臨とともに、ほどなく(ローマ人への手紙13章11節)それに終止符を打つだろう。それゆえ、キリスト者は一方で国家に対しては尊敬と服従をもって関わり、他方で新しき世(20)に属する人間として、同時に国家から自由な、独立的立場に立つこと、国家は究極的権威でもなければ、最高善でもない、キリスト者の「国籍」は天にある(ピリピ人への手紙3章20節)のだからと指摘している。

ここでもキリスト者は神の国の民であると同時に、この世の国の民であることの、対立と統一の弁証法的図式が看取される。

次に統治について検討したいと思う。

三、靈的統治とこの世的統治との相互関係

さて、以上によって、権威、権力の二概念が、人間観を現わしているとするれば、統治概念は社会観、ないし国家観を現わしていると考えられる。しかし、両者の関係は相関的(表裏一体の関係)であり、弁証法的である。

ルターは、神が二つの統治を措定されたこと、すなわち、一方は「キリストにあって聖霊によって内的にキリスト者、眞の信仰者をつくる」靈的統治、他方は「非キリスト者、悪人を抑制し、外的に平和平穩を保持する」この世的統治(WA, II, 521)である。

この統治概念は先に権威概念のところで言及した「神の国」と「この世の国」概念とに対応する。しかし権威(権力を含む)概念の場合には、信仰によって神へ向かう自由であるのに、統治概念では神から神の愛によって他者(隣人)に向かう奉仕(職務)を現わす(21)ということ、換言すれば靈たる「内的生」と肉たる「外的生」の矛盾、対立に対して、統一的に関わること、これは「キリスト者の自由」の結論の図式を意味しているように思われる。

パウロ(テモテへの第一の手紙4章4節)と同様、ルターは「神の被造物は善である」ということから出発し、「権力は神のしもべである」を取り上げ、権力の座にあるものは神の「公僕」である。したがって権力を尊重し、服従することは神を敬うこと(22)と、剣と権力の職務は誰よりもキリスト者にこそふさわしいと指摘する。

先の権力概念で言及したように、ルターは靈的階級たるキリスト者の条件「キリストにある信仰のみ」であると述べた。そしてキリストは靈の剣すなわち神のみことばと、靈によって説教なさったが、それがイエス・キリストに最もふさわしい職務であったからであり、使徒や靈的統治者といえども主に従わねばならなかった、と説明する。要するに、キリスト者が神の道具として神の秩序にそれぞれの職務を果たすことは、神の愛(律法)が彼らに出合う唯一の場とも言いうるだろう。

ルターの関心事は専らこの世的統治のもとにある、諸侯のキリスト教的生き方にあるように思われる。

ルカによる福音書22章25節を典拠にして、彼はこの世の諸侯の本性を指摘している。すなわち、彼らは諸侯に生まれ、選ばれ、人と共に仕えられ、権力行使以外のことを考えない。自分自身のためではなく、他人の利益、名譽、幸福のために、愛における奉仕(わづら)を勧める。しかし、K・H・レングストルフによれば、「諸侯はこの世の支配者および主人として権力をふるうだけで満足だし、権力行使という職務を理由に、好んで「思慮者」(Sbyrens)と自称する」と説明しているように、ルターがこの世の諸侯をデーモニックな存在と把握していることは確かである。なぜなら、「君主はおしなべてこの世における最大の愚か者であり、最悪の悪党である」と批判しているからである。しかし、ルターの真意は逆にキリストにあつて愛の奉仕を行なう、真のキリスト教的諸侯を求めているように思われる。

彼の理想的諸侯像は、国と民とを私物化せず、信仰と心からの祈りをもって彼らの公益幸福のために寄与すること、権力と権威とを私せず、民の必要事を自分の必要事のごとく、愛の奉仕を行なうこと、顧問や高官に対してはダビデの例を模範として、すべて委託し信頼しきることなく、つねに監視の目をもつ

て、理性と分別とをもって奉仕すること、悪事を行なう者に対しては真摯かつ厳格に向かわねばならないが、国と民に対する配慮をもって行なうこと、すなわち、神の秩序に服する奉仕としての、この世の統治の職務を指摘する。

先の権力概念で触れたように、靈的職務とこの世的職務はともに神の秩序のもとにあり、奉仕の二側面である。キリスト者各自はそれぞれの職務を果すことによつて、神の秩序に対する服従の義務を果すことになり、神の愛の統一のもとにあるということ、しかし、この統治概念においては、前述の如く、神から神の愛によつて他者に向かう奉仕(職務)を現わすということ、つまり、「キリスト者の自由」の奉仕の側面、社会観ないし国家観を現わしているように思われる。

四、結 語

以上の小論の中で中心的命題であつた、ルターの「二王国論」から導き出される服従と抵抗との関係、また「キリスト者の自由」の命題である自由と奉仕との関係、さらに、人間の、靈たる「内的生」(人間觀)と、肉たる「外的生」(社会観ないし国家觀)の相對立、相矛盾に対して二つの「生」に統一的に関わることとの関係、福音と律法との関係等は、神とキリストに対する信仰と服従を縦の倫理とし、隣人に対する愛と奉仕を横の倫理とする、相関的、弁証法的對立と統一を示すキリスト教的倫理規範に関連づけられるだろう。

そして信仰と倫理の問題を取り扱う限り、神の愛と隣人愛の規範へ、何らかの形で関わっていくのではないだろうか。しかし、倫理の問題に最善(Best)はあり得ず、次善(Besser)がその回答となるのではないだろうか。そして具体的には、キリスト者各自が、キリストにあって神の前における自由と責任において主体的に決断すべきだろう。

結論はルターの 'Ordnigkeit' 概念は社会倫理および政治倫理の規範であるだけでなく、キリスト教倫理の規範でもありうるといえるのではないだろうか。

そしてルターは究極の拠りどころを「人間に従うよりは、神に従うべきである」(使徒行伝5章29節、同4章19節)というテロのことに求めているのである。

以上の、ルターの 'Ordnigkeit' 概念の分析、それに基づく人間観、社会観ないし国家観の展開は、総論の一つの試みであり、静的な断面図にすぎない。しかし、ルターの 'Ordnigkeit' 概念は、人間観および社会観ないし国家観を全体として動的にみる、歴史観が付加されねば、より正確に、より立体的にとらえることができないだろう。その言及は次の機会に譲りたいと思う。

(以上は、昭和五十三年三月三十日、英知大学において行なわれた「日本キリスト教会近畿支部会」における研究発表の原稿に、若干加筆訂正したものであります。)

註

- (1) Kurt Aland, Luther Deutsch, Ergänzungshand II, Lutherlexikon (Stuttgart, 1957) (Ordnigkeit, S. 244f. Weithliche Gewalt, S. 140f. Wehregiment, S. 385.)
P. Althaus, Der Brief an die Römer, NTD 6, (Göttingen 1976) 12. Auflage, S. 131.
(NTD新約聖書註解)『ローマ人への手紙』(一九六六年第十版)、杉山好訳、(NTD新約聖書註解刊行会)、昭和四十九年(三二五ページ参照)。

一、

- (2) ルターの表現は聖書の文言と多少異なっている。
すべての人は上に立つ権威に従うべきである……(ローマ人への手紙13章1節)
(3) あなたがたはすべて人の立てた制度に従いなさい……(マテオの第一の手紙2章13節)
(4) P. Althaus, Der Brief an die Römer, NTD 6, S. 132-133.
(『ローマ人への手紙』三二八—三三〇ページ参照)
(5) D. Bonhoeffer, Ethik, (München, 1966), S. 210.
(邦文)『ハンナ選集』Ⅳ、現代キリスト教倫理、森野善右衛門訳、八八ページ参照)。

- (9) D. Martin Luthers Werke, Kritische Gesamtausgabe, Weimar (Von weltlicher Obrigkeit, wie weit man ihr Gehorsam schuldig sei. 1523) WA. 11. 249.
Luthers Werke in Auswahl, heraus. Otto Clemen, Berlin, 1967, 2 Bde. Cl. II. 365.
『社会論理の研究』所収「国家権力と人間」(田原善郎『読草書房』(昭和四十二年)四ページ参照。(以下田原参照))
- (10) E. Schweizer, Das Evangelium nach Markus, NTFD 1, (Göttingen, 1967) S. 23 f.
『新約聖書註解』(『ペトリカ』)『福音書』(一九七一年)高橋三郎訳(昭和五十一年)五十一―五四ページ参照。
- (11) 田原 四ページ参照。
- (12) Heinz-Horst Schrey, Reich Gottes und Welt, Darmstadt, 1969, (P. Althaus, Luthers Lehre von den beiden Reichen im Feuer der Kritik, S. 112)
WA. 11. 255.
- (13) 『世俗の中の福音』所収「信仰と社会論理」関根正雄(キリシタン教夜間講座出版部)(昭和四十一年)三三―三四ページ参照。
- (14) 『宣教と神学』青山学院大学90周年記念論文集。

研究ノート

- (15) ター「俗権論」に見られる「二つの王国の理論」及び。加賀美久夫、三三〇ページ。(以下加賀美と略記)。
- (16) 『キリシタン』所収「II」『宗教と道徳の問』(武藤一雄)創文社(昭和四十八年第三版)二四四―二五二ページ参照。

二

- (17) WA. 11. 265, 268, 270.
(田原 四ページ参照)
- (18) (An den Christlichen Adel deutscher Nation von des Christlichen standes besserung. 1520.) WA. 6. 407.
- (19) P. Althaus, Luthers Lehre von den beiden Reichen im Feuer der Kritik, S. 112.
- (20) WA. 11. 265, 268, 269-270.
- (21) WA. 11. 262.
- (22) (現代宗教講義 III『信仰と人生』)所収「権力と暴力の存在」武藤一雄(創文社)五九ページ参照。
- (23) E. Schweizer, Das Evangelium nach Markus, NTFD 1, S. 139.
(『ペトリカ』)『福音書』三三―三四ページ参照)
- (24) P. Althaus, Der Brief an die Römer, NTFD 6, S. 134.
(『ローマ人の手紙』三三―三三―三四ページ参照)

三'

(21) WA. 7. 38. (Von der Freiheit eines Christenmenschen, 1520) Cl. II. 27.

(22) J. Jeremias, H. Strahmann,

Der Briefe an Timotheus,..... S. 31f.

Der Brief an Titus,

Der Brief an die Hebräer, NTD 9, (Göttingen, 1968)

(ZLD新約聖書註解⑤)『「チキヤノの手紙」他』泉治典

(大友陽子訳)昭和五十年)『五五—六〇ページ参照。』

(23) K. H. Rengstorf, Das Evangelium nach Lukas,

NTD 3, (Göttingen, 1968), S. 246.

(ZLD新約聖書註解⑤)『「ルカによる福音」書泉治典

渋谷 浩訳(昭和五十一年)五二七—五二九ページ参照。』

(24) WA. 11. 268.

(25) WA. 11. 278.

四'

(26) (Das Magnificat verdeutschet und ausgelegt), 1521.
WA. 7. 550f.

ルター、「マグニフィカーター」内海季秋訳、(ルター著作

集分冊 7) (聖文舎) 昭和四十八年) 一八ページ以下。

(Epistola ad Romanos.) WA. 56. 480f.

キリスト経済思想史研究 沢崎堅浩(未來社) (昭和四十年) 一六一—二五ページ参照。(以下沢崎と略記)。

加賀美 三三五ページ参照。

(27) マルコによる福音書 12章29節〜31節。

マタイによる福音書 22章35節〜40節。

ルカによる福音書 10章25節〜27節。

(28) 沢崎 二〇—二二ページ参照。